

統計法に基づく  
基礎統計調査

厚生労働省

賃金構造基本統計調査  
事業所票

記入上の注意

(平成23年6月分)

1. 6月30日現在（給与締切日の定めがある場合には、6月における最後の給与締切日現在）又は6月1日から6月30日までの期間（給与締切日の定めがある場合には、6月の最後の給与締切日以前1か月間）の状況について記入してください。
2. 経営者の記入に当たっては、「調査票記入要領」をよくお読みください。
3. 調査票は黒又は青のボールペンで記入してください。
4. 調査票の記入事項で該当区分のあるものは、該当する番号を1つだけ○で囲んでください。
5. ※印刷は記入しないでください。

この調査票に記入された事項については、統計法以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号
大	中	小

事業所の名称及び所在地

(1) \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 ( )-( ) \_\_\_\_\_ 番 (内線 \_\_\_\_\_ 番)

記入担当者氏名 \_\_\_\_\_

主要な生産品の名称又は事業の内容

(3) 事業所の雇用形態別労働者数

① 事業所の常用労働者数

区分	常用労働者数		抽出率	抽出労働者数
	男	女		
常用労働者 常用労働者には、期間を定めずに雇われている労働者のほか、1か月を超える期間を定め雇われている労働者及び日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上就業所に雇われたものを含みます。	正社員・正職員 就業所において、正社員・正職員とする者	男 女	1	人
	正社員・正職員以外 常用労働者のうち「正社員・正職員」以外の者	男 女		
常用労働者計				

個人票の枚数

調査担当者 \_\_\_\_\_

調査局 \_\_\_\_\_

調査点検担当者 \_\_\_\_\_

この調査は、統計法に基づく基礎統計を作成するために行う調査です。この調査の対象となつた事業所の方々に、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出をお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

② 事業所の臨時労働者数

区分	臨時労働者数	抽出率	抽出労働者数
臨時労働者 常用労働者に該当しない労働者 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月又は5月に就業所に雇われた日数がいずれかの月において17日以下であるもの	1	1	人

(4) 企業全体の常用労働者数（注：作業所が属する企業全体（本社、支社、工場、営業所等）の常用労働者の総数をいいます。）

1	2	3	4	5	6	7	8
5,000人	1,000人～	500人～	300人～	100人～	30人～	10人～	5人～9人
以上	4,999人	999人	499人	299人	99人	29人	

(5) 新規卒業者の初任給額及び採用人員（民営の事業所のみ記入してください。）

① 貴事業所における新規卒業者の初任給額及び採用人員

区分	初任給額		採用人員	
	男	女	男	女
高校卒	万円	万円	人	人
高専・短大卒				
大学卒				
大学院修士課程修了				

② ①の初任給額の確定状況

1	本年度の初任給額として確定したものである。
2	ベース・アップが決まっていない等のため確定していないものである。

備考

1. 新規卒業者とは、原則として本年3月に学校教育法に基づく高校、高専・短大、大学を卒業又は大学院修士課程を修了し修士号を取得した者若しくは取得見込みの者をいいます。ただし、大学卒業及び短大卒業、専修学校、各種学校（職業訓練養成所、職業訓練養成所等）職業能力開発施設等の卒業者は除きます。
2. 初任給額は、貴事業所に配属されている新規卒業者について、所定内給手当から通勤手当を除いた額を記入してください。（所定内給与額は、きまつて支給する現金給与額から通勤労働給付額（時間外手当、深夜手当、休日手当、猶日祝手当等）を除いたものです。また、賞与は含みません。）100円未満の端数は、四捨五入してください。
3. 採用人員のうち、本社等で一括採用し、支社等に配属した場合は、人員は、配属先の支社等に含め、本社等から除きます。

統計法に基づく  
基礎統計調査



厚生労働省

賃金構造基本統計調査  
事業所票

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号	大	中	小

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 主要な生産品の名称又は事業の内容

連絡先電話番号 ( )-( ) 番(内線 番)

記入担当者氏名

(3) 事業所の雇用形態別労働者数

① 事業所の常用労働者数

区分	常用労働者数		抽出率	抽出労働者数	抽出労働者数
	正社員・正職員 以外	正社員・正職員 その他			
常用労働者 常用労働者には、労働者を定めて雇われている労働者のほか、1か月を超えて雇われている労働者及び、日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者（正社員・正職員）以外	男	女	1	人	人
常用労働者のうち「正社員・正職員」以外に雇われているものを含みます。	男	女			
常用労働者計					

記入者の枚数

調査担当者

※ 調査担当者

この調査は、統計法に基づく基礎統計を作成するために実施する調査です。この調査の結果は、統計法に基づき報告の義務があり、資料の提出の要があります。この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出の要があります。

記入上の注意  
(平成23年6月分)

- 6月30日現在（給与締切日の定めがある場合には、6月における最終の給与締切日現在）又は6月1日から6月30日までの期間（給与締切日の定めがある場合には、6月の最終の給与締切日以前1か月間）の状況について記入してください。
- 調査票の記入にあたっては、「調査票記入要領」をよくお読みください。
- 調査票は黒又は青のボールペンで記入してください。
- 調査票の記入事項で該当区分のあるものは、該当する番号を1つだけ〇で囲んでください。
- ※印刷は記入しないでください。

② 事業所の臨時労働者数

区分	臨時労働者数	抽出率	抽出労働者数
臨時労働者 常用労働者に該当しない労働者 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月又は5月に事業所に雇われた日数がいずれかの月において1日以下であるもの	人	1	人

(4) 企業全体の常用労働者数（従事業所が属する企業全体（本社、支社、工場、営業所等）の常用労働者の総数をいいます。）

1	2	3	4	5	6	7	8
5,000人	1,000人～	500人～	300人～	100人～	30人～	10人～	5人～9人
以上	4,999人	999人	499人	299人	99人	29人	

(5) 新規卒業者の初任給額及び採用人員（民営の事業所のみ記入してください。）

① 貴事業所における新規卒業者の初任給額及び採用人員

区分	男		女	
	初任給額	採用人員	初任給額	採用人員
高校	万円	人	万円	人
高専・短大				
大学				
大学院				
大学修了課程修了				

② ①の初任給額の確定状況

1	本年度の初任給額として確定したものである。
2	ベース・アップが決まっていない等のため確定していないものである。

備考

本省 B

- 新規卒業者とは、原則として本年8月に学校教育法に基づき高校、高専、短大、大学を卒業又は大学修了課程を修了し修士号を取得した者若しくは取得見込みの者をいいます。ただし、大学医学部及び看護学部、保健学校、各種学校（准看護師養成所、看護師養成所等）、職業能力開発施設等の卒業者は除きます。
- 初任給額は、従事業所に配属される新規卒業者について、所定内給与額から通勤手当を除いた額を記入してください。（所定内給与額は、きまっておく支給する現金給与額から超過労働給与額（時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日当手当等）を除いたものです。また、賞与は含みません。）
- 採用人員のうち、本社等で一括採用し、支社等に配属した場合の人員は、配属先の支社等を含め、本社等から除きます。

統計法に基づく  
基幹統計調査



厚生労働省

事業

賃金構造基本統計調査  
業所票

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号
大	中	小

(1) 事業所の名称及び所在地

連絡先電話番号 ( )-( ) 番(内線) 番

記入担当者氏名

(2) 主要な生産品の名称又は事業の内容

記入上の注意

1. 6月30日現在(給与締切日の定めがある場合には、6月における最後の給与締切日現在)又は6月1日から6月30日までの期間(給与締切日の定めがある場合には、6月の最終の給与締切日以前1か月間)の状況について記入してください。
2. 調査票の記入に当たっては、「調査票記入要領」をよくお読みください。
3. 調査票は黒又は青のボールペンで記入してください。
4. 調査票の記入事項で該当区分のあるものは、該当する番号を1つだけ○で囲んでください。
5. ※印欄は記入しないでください。

② 事業所の臨時労働者数

区分	臨時労働者数	抽出率	抽出労働者数
臨時労働者 常用労働者に該当しない労働者 (日本又は1か月以内の期間を定めて働いている労働者のうち、4月又は5月に事業所に雇われた日数がいずれの月においても17日以下であるもの)	1	1	人

(4) 企業全体の常用労働者数(従事業務が属する企業全体(本社、支社、工場、営業所等)の常用労働者の総数をいいます。)

区分	常用労働者数	抽出率	抽出労働者数				
1	2	3	4	5	6	7	8
5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	300人～499人	100人～299人	30人～99人	10人～29人	5人～9人

(5) 新規卒者の初任給額及び採用人員(民営の事業所のみ記入してください。)

① 従事業所における新規卒者の初任給額及び採用人員

区分	男		女	
	初任給額	採用人員	初任給額	採用人員
高校卒	万円	人	万円	人
高専・短大卒	万円	人	万円	人
大卒	万円	人	万円	人
大卒	万円	人	万円	人
大学院卒	万円	人	万円	人
大学院卒	万円	人	万円	人
大学院卒	万円	人	万円	人
大学院卒	万円	人	万円	人
大学院卒	万円	人	万円	人

② ①の初任給額の確定状況

1	本年度の初任給額として確定したものである。
2	ベース・アップが決まっていない等のため確定していないものである。

備考

個人票の枚数

調査担当者

※ 調査担当者

※ 点検担当者

1. 新規卒者とは、原則として同年3月に学校教育法に基づく高校、高専、短大、大学を卒業又は大学院修士課程を修了し修了号を取得した者若しくは取得見込みの者をいいます。ただし、大学医学部及び看護学部、看護学校、各種学校(准看護師養成所、看護師養成所等)、職業能力開発施設等の卒業者は除きます。
2. 初任給額は、従事業所に配属されている新規卒者について、所定内給与額から通勤手当を除いた額を記入してください。(所定内給与額は、きまっておく支給する現金給与額から超過労働者手当(時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等)を除いたものです。また、賞与は含みません。)
3. 採用人員のうち、本社等で一括採用し、支社等に配属した場合の人員は、配属先の支社等に含め、本社等から除きます。

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。この調査の対象となった事業所の方々は統計法に基づき報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告は罰則があります。この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出をお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

統計法に基づく  
基礎統計調査



厚生労働省

賃金構造基本統計調査  
事業所票

この調査票に記入された非項については、統計以外の目的に使用したり、他に漏らしたりすることはありません。

都道府県番号	事業所一連番号	運業分類番号
大	中	小

(1) 事業所の名称及び所在地

連絡先電話番号 ( )-( ) 番 (内線 番)

記入担当者氏名

(2) 主要な生産品の名称又は事業の内容

(3) 事業所の雇用形態別労働者数

① 事業所の常用労働者数

区分	正社員・正職員		抽出率	抽出労働者数	常用労働者数
	男	女			
常用労働者	正社員・正職員以外 常用労働者のうち「正社員・正職員」以外の者		1		
常用労働者	正社員・正職員				
常用労働者計					

個人票の枚数

※ 型 当 者

※ 点 総 担 当 者

この調査は、統計法に基づく基礎統計を作成するために行う調査です。  
この調査の対象となった事業所の方々は統計法に基づき報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。  
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

記入上の注意

- 6月30日現在（給与締切日の定めがある場合には、6月における最後の給与締切日現在）又は6月1日から6月30日までの期間（給与締切日の定めがある場合には、6月の最後の給与締切日以前1か月間）の状況について記入してください。
- 調査票の記入に当たっては、「調査票記入要領」をよくお読みください。
- 調査票は紙又は省のポータルページで記入してください。
- 調査票の記入事項で該当区分のあるものは、該当する番号を1つだけ〇で囲んでください。
- ※印刷は記入しないでください。

② 事業所の臨時労働者数

区分	臨時労働者数	抽出率	抽出労働者数
臨時労働者 常用労働者に該当しない労働者 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月又は5月に当事業所に雇われた日数がいずれかの月において17日以下であるもの	1		

(4) 企業全体の常用労働者数（農事業所が属する企業全体（本社、支社、工場、営業所等）の常用労働者の総数をいいます。）

区分	常用労働者数	抽出率	抽出労働者数
1	5,000人～	30%	1,500人
2	1,000人～	49%	499人
3	500人～	99%	499人
4	100人～	99%	99人
5	10人～	99%	9人
6	5人～9人		9人

(5) 新規学卒者の初任給額及び採用人員（民営の事業所のみ記入してください。）

① 農事業所における新規学卒者の初任給額及び採用人員

区分	男		女	
	初任給額	採用人員	初任給額	採用人員
高校	万円	人	万円	人
高専・短大	万円	人	万円	人
大専系	万円	人	万円	人
技術系	万円	人	万円	人
大学院	万円	人	万円	人

② ①の初任給額の確定状況

1	本年度の初任給額として確定したものである。
2	ベース・アップが決まっていない等のため確定していないものである。

備考

事業所控

- 新規学卒者とは、原則として本年8月に学校教育法に基づき高等学校、高等・短大、大学院修士課程を修了し修士号を取得した者若しくは取得見込みの者をいいます。ただし、大学医学部及び看護学、専修学校、各種学校（准看護師養成所、系列師養成所等）、職業能力開発施設等の卒業者は除きます。
- 初任給額は、農事業所に配属されている新規学卒者について、所定内給与額から通勤手当を除いた額を記入してください。（所定内給与額は、きままって支給する現金給与額から超過労働給与額（時間外手当、深夜手当、休日手当、宿直手当等）を除いたものです。賞与は含まれません。）また、100円未満の端数は、四捨五入してください。
- 採用人員のうち、本社等で一括採用し、支社等に配属した場合の人員は、配属先の支社等も含め、本社等から除きます。

統計法に基づく  
基礎統計調査

都道府県 市 業 所 一 連 番 号

個人  
賃金構造基本統計調査

(平成23年6月分)  
厚生労働省

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使用したり、他に漏らしたりすることはありません。

本省用

Table with columns: (1) 一連番号, (2) 労働者の番号又は氏名, (3) 性別, (4) 雇用形態, (5) 就業形態, (6) 最終学歴, (7) 年齢, (8) 勤続年数, (9) 労働者の種類, (10) 産業番号, (11) 職種番号, (12) 経験年数, (13) 労働日数, (14) 所定内労働時間数, (15) 超過労働時間数, (16) きまってる額, (17) 超過労働給与額, (18) 通勤手当, (19) 精算手当, (20) 家族手当, (21) 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額, (22) 枚目備考

この調査票は、統計法に基づき基礎統計を作成するために発行されています。報告の遅延や虚偽報告については罰則があります。報告の遅延や虚偽報告の方々の個人情報を漏らすことにはなりません。報告の遅延や虚偽報告の方々の個人情報は厳格に管理され、関係者のみに提供されます。



都道府県 事業所 一連番号

賃金構造基本統計調査  
個人

(平成23年6月分)  
厚生労働省

Table with columns: (1) 一連番号, (2) 労働者の番号又は氏名, (3) 性別, (4) 雇用形態, (5) 就業形態, (6) 最終学歴, (7) 年齢, (8) 勤続年数, (9) 労働者の種類, (10) 役職番号, (11) 職種番号, (12) 職種年数, (13) 労働日数, (14) 所定内労働時間数, (15) 超過労働時間数, (16) きまって支給する現金給与額, (17) (16)のうち超過労働給与, (18) (16)のうち通勤手当, (19) (16)のうち精算手当, (20) (16)のうち家族手当, (21) 昨年1年間の賞与、等特別給与額. Includes detailed instructions for each field.

事業所控

この調査は、統計法に基づき、統計法に基づき作成された統計表に基づいて行われ、報告の遅延や虚偽の報告等が認められる場合には、罰則が適用されます。